

一般社団法人 千葉市認知症介護指導者の会
部会・委員会規程

規程 第4号
令和2年6月30日 施行

一般社団法人 千葉県認知症介護指導者の会 部会・委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人千葉県認知症介護指導者の会（以下、「当法人」という。）」定款第4条第1項第3号以下に定める事業について、定款第47条により設置する「部会及び委員会」の構成、役割等必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「部会」とは、当法人事業の実務等の推進を目的として継続的または期間を定めて設置する機関をいう。

2 この規程において「委員会」とは、前項に定める部会が取り組む企画・研究・調査等の円滑化を図るために、当該部会の附属機関として継続的または期間を定めて設置する機関をいう。

また、理事会の決議により、理事会の特務事項の遂行または諮問機関として継続的または期間を定めて設置する機関をいう。

第2章 部会の組織

(部会員)

第3条 部会の部会員は、定款第47条第4項に基づき、当法人の正会員、準会員並びに特別会員であることを要するが、必要があると認められる場合は、正会員、準会員並びに特別会員以外の者を選任することができる。

2 前項に定める部会員は、部会長が当法人の会長並びに副会長と協議の上選任し、理事会の承認を得るものとする。

(部会長並びに副部会長の選任)

第4条 部会長並びに副部会長は、定款第47条第2項に基づき、当法人の正会員のうちから会長が副会長と協議の上選任し、理事会の承認を得るものとする。

(部会長並びに副部会長の職務)

第5条 部会長並びに副部会長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 部会長は当該部会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠けたときはその職務を行うとともに、必要に応じ委員長に対して指導・助言等を行う。

（部会長並びに副部会長の任期）

- 第6条 部会長並びに副部会長の任期は、定款第32条役員の任期を適用する。
- 2 部会長並びに副部会長の再任は妨げない。
 - 3 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

（部会の任務及び責務）

- 第7条 部会は、定款第47条第6項に基づき、その目的とする事業の実務並びに企画、調査、研究等について審議するほか、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 理事会から付託された事項
 - (2) 理事会から委任された事項
 - (3) その他、部会の活動に必要な諸事項
- 2 部会長は、本規程第9条に定める部会会議開催の都度、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。
 - 3 部会長は、部会活動の進捗状況等を明らかにし、必要及び理事会の求めに応じて、理事会に報告しなければならない。

（部会の権限）

- 第8条 部会は、当法人の事業計画等に基づき、各部会の実状に応じた活動を自主的かつ積極的に推進するものとする。
- 2 部会は、部会員による合議を経て、当該部会が取り組む事業計画の活動目標ならびに活動内容等の詳細を起案するものとする。
 - 3 部会は、前項の起案に係る予算の概算要求を理事会に行うことができる。
 - 4 部会は、当該部会並びに当該部会の附属機関として設置する委員会の任務遂行に必要な場合は、外部有識者等の第三者を部会員並びに委員として推薦し、理事会の議を経て会長が委嘱することができる。
 - 5 部会長は、以下の各号を所轄する部会において個別に決定し、運用するものとする。
 - (1) 部会会議の開催方法
 - (2) 委員会の設置（但し、理事会の承認を要する）
 - (3) 委員の指名（但し、理事会の承認を要する）
 - (4) 委員長並びに副委員長の会長、副会長への推薦（承認については、理事会の議を要する）

（部会会議の開催）

- 第9条 部会会議は、必要に応じ適宜開催し、部会長が招集する。
- 2 部会会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに各委員に対し、会議の日時、場所、審議事項を電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、部会長に事故若しくは支障があるときは、副部会長がこれを招集する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、部会員全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく部会会議を開催することができる。
 - 4 部会会議の議長は、部会長をもってこれに充てる。ただし、部会長に事故若しくは支障があるときは、副部会長がこれを代行する。

- 5 部会会議は、部会員の2分の1以上の出席がある場合に成立（委任状を含む）する。
- 6 やむを得ない理由のため部会会議に出席できない部会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または部会長への委任状をもって出席にかえることができる。
- 7 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 8 部会員の3分の1以上から要求があった場合は、臨時に部会会議を開催することができる。
- 9 部会長は、部会会議が開催されたときは、これを次の理事会に報告しなければならない。ただし、理事会の開催が予定されていない場合又は緊急を要する場合は、電磁的方法をもって当法人理事に報告を行うことができる。

（オブザーバーの部会会議への出席）

第10条 部会長は、部会会議の開催にあたって、当該部会に属さない正会員、準会員並びに特別会員又は外部有識者等の第三者をオブザーバーとして招聘し、その意見を聞くことができる。

（部会会議システム等）

第11条 部会長は、WEB会議システム及びテレビ会議システム等、遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により部会会議を開催することができる。成立及び議決の要件は、前条第5項及び第7項の規定を準用する。

- 2 部会会議への出席は、会議の開催場所への出席のほか、会議の開催場所において会議システムの映像等の送受信が可能な場合は、会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 会議システムのID及びパスワードは部会長が設定し、部会会議出席者に交付する。

（議事録の作成）

第12条 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席した者の氏名表決委任をした者の氏名
 - (3) 審議の内容及び結果
 - (4) 議決した事項がある場合は、その事項及び賛否の数
- 2 会議システムにより部会会議を開催した場合又は会議システムを利用して部会会議に参加した者がいる場合の議事録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。
- (1) 会議システムで部会会議を開催した旨
 - (2) 会議システムにより部会会議に参加した者の氏名

第3章 委員会

（委員会の設置）

第13条 部会長は必要に応じ、当該部会が取り組む企画・研究・調査等の円滑化を図るため、理事会の承認を得て当該部会の附属機関として委員会を設置することができる。

- 2 理事会は必要に応じ、理事会の特務事項の遂行または諮問機関として委員会を設置することができる。

- 3 委員会の委員は、当該部会の部会員の中から部会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
- 4 委員会の委員長及び副委員長は、部会長が推薦の上、会長並びに副会長と協議を経て選任し、理事会の承認を得るものとする。
- 5 委員会の委員長は、審議した結果を部会へ報告する。
- 6 第9条から第12条の規定は、委員会に準用する。この場合においては、「部会」とあるのは「委員会」と、「部会長」とあるのは「委員長」と、「部会会議」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。
- 7 委員会は、所掌業務が終了したときをもって解散するものとする。

第4章 秘密の保持

(個人情報保護)

第14条 部会並びに委員会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。部会員並びに委員（外部部会員、外部委員、オブザーバー含む）は、当該事業への参画上知り得た秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 雑則

(費用弁償)

第15条 部会並びに委員会活動に伴う旅費等費用の弁償事項は、当法人規則の規定に従うものとする。

(連絡)

第16条 部会並びに委員会における連絡はe-mail等の電子媒体を使用して行う。部会員並びに委員は、添付ファイル等を含めて受発信できる環境を整えるとともに、部会員並びに委員相互の電子媒体における安全性を保つため、最新のウイルス対策等、電子セキュリティ対策の整備に努めるものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

(細目)

第18条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度理事会の定めるところによる。

附則

この規程は、令和2年6月30日から施行する。